

## 市遺児の育成をはかる手当を支払います

### ▼子育て支援課

8月定期支払い分(7~8月分)を8月14日(金)に、指定された金融機関口座へ振り込みます。個別の支払い通知はありませんので、預金通帳などで確認してください。

## 児童発達支援事業所説明会

### ▼児童発達支援相談窓口

市内の児童発達支援事業所では、発達の気になる未就学児の保護者を対象に、療育内容や利用方法などについての説明会を随時実施しています。ご希望の方は各事業所へお問い合わせください。なお、各事業所のサービス提供時間など詳しいことは、市ホームページ、または子育て支援課、保健センターで配布される冊子をご覧ください。

事業所名	所在地	問合せ
恵の実「ホップくん」	市田町	65-9804
こどもサポート教室「きらり」	伊奈町	95-2244
児童発達支援室「きらら」	金屋本町	84-1123
児童発達支援事業「にこにこたいよう」	新桜町通	65-7730
信愛こども発達支援センター	小坂井町	95-0982
SMILE HEART KURA (スマイルハートクラ)	八幡町	81-8285
多機能型事業所「ゆるり」	当古町	89-7100
樹・たつき	大木町	93-7331
Ch.Jump (チャイルドジャンプ)	一宮町	93-7242
てあてるの芽	新豊町	95-6233
豊川市児童発達支援施設「ひまわり園」	平尾町	88-7281
ゆうサポートセンター「いまーじゅ」	金屋元町	65-8325
ゆうサポートセンター「とことこ」	金屋橋町	65-7402

## 育児休業明け保育所等入所予約制度

### ▼保育課

育児休業明けの保護者の方は、令和3年5月以降における保育園などの入園を予約申込することができます。

**申込要件**▶ 次の4つを全て満たすことが必要です。①令和2年9月30日時点で児童が出生していること②0~2歳児クラスの児童であること③保護者が育児休業後に、育児休業取得前の職場に復帰し、保育を必要とする事由にあてはまること④育児休業から復帰する保護者自身が社会保険に加入していること

**定員**▶ 40人程度

**申込**▶ 10月5日~16日。申込書などを、直接、保育課(本庁舎1階)へ。応募者多数の場合は、保護者の就労内容などにより選考

**その他**▶ 対象となる園などは、市ホームページを確認してください



豊川市の子育て情報をお届けします

- 子育て支援課 ☎ 89-2133
- 保育課 ☎ 89-2274
- 子育て支援センター ☎ 89-1398
- 子どもの発達についての相談に関しては
- 児童発達支援相談窓口 ☎ 56-8733
- 子育ての訪問相談に関しては
- 利用者支援専用ダイヤル ☎ 89-7031

## ひとり親世帯臨時特別給付金の受付

### ▼子育て支援課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

**対象**▶ 次のいずれかに該当するひとり親世帯①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている②公的年金等を受給することにより、児童扶養手当の支給を受けていない③新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった  
**支給額**▶ 1世帯当たり5万円(第2子以降1人当たり3万円加算)(①または②に該当し、収入が減少した世帯は、5万円の追加給付あり)

**申込**▶ 下表のとおり、申込が必要な世帯については、令和3年3月1日(月)まで(消印有効)に、申込書などを、直接、または郵送で、子育て支援課(〒442-8601諏訪1丁目1)へ。申込書などは、子育て支援課にあります(市ホームページからダウンロード可)

		①の世帯	②の世帯	③の世帯
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
	申込	不要	必要	
	支給時期	8月下旬	9月以降	
追加給付	支給額	収入が減少した場合5万円		-
	申込	必要		
	支給時期	9月以降		

## 児童福祉各種手当の現況届の提出

### ▼子育て支援課

児童扶養手当、県遺児手当、市遺児の育成をはかる手当を受けている方は、現況届などの提出が必要です。8月上旬に通知文を郵送し、8月31日(月)まで、子育て支援課(本庁舎1階)で受付をします。現況届などを提出しないと、11月分以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。